

委 託 契 約 書 (案)

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と____（以下「乙」という。）は、以下の条項により令和7年度低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に係る広告委託業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を行うものとする。

（委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（履行期間）

第3条 委託契約の期間は、この契約の締結の日から令和7年12月26日までとする。

（契約保証金）

第4条 沖縄県財務規則第101条第__項の規定に基づき_____する。

（再委託等）

第5条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、複写、印刷及び製本業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者が発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（実施計画書）

第7条 乙は、仕様書に基づき、業務を実施するために必要な基本的な考え方を示した実施計画書を定め、契約締結の日の翌日から起算して14日以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、第1項の規定による実施計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

(実施計画の変更)

第8条 甲又は乙の事情により実施計画書の内容を変更するときは、事前に協議するものとする。

- 2 前項の協議が整った場合は、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出しなくてはならない。

(報告書の提出)

第9条 乙は、この委託業務が完了したときは、委託業務の成果を記載した委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、第3条に定める履行期限までに、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を作成して、甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内に、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第11条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第9条第2項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。

- 2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条第1項に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の請求及び支払い)

第12条 甲は委託事業の処理に対して、前条第1項の通知後に、次の各号の区分に応じた金額を乙の請求に基づき、所定の手続を経て支払うものとする。

- (1) 委託業務完了に伴う報告書の提出があり、甲の検査に合格し、精算額の確定の通知後、精算額を支払う。
 - (2) 精算額が契約金額に満たないときは、その精算額をもって契約金額とする。
- 2 甲は前項の規定による乙から適法な支払い請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うことができる。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第9条から第12条までの規定に準じ精算する。

(甲の契約の解除権)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙が契約保証金を免除されているときは、乙は損害賠償金として契約金額の100分の10相当額を甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が正当の事由なく、甲に対し契約の解除を申し出たとき

- (2) 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき
 - (3) 乙が前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき
 - (4) 乙が正当の事由なく、30 日以内に委託業務に着手しないとき
 - (5) 乙又はその代理人、使用人等が、委託業務の履行に関し、不正な行為を行ったとき
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

（乙の契約解除権）

第 16 条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項により契約を解除した場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 17 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（第 15 条第 2 項に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第 18 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(履行遅延)

第 19 条 乙の責めに帰すべき理由により委託期間満了のときまでに委託業務を完了することができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、乙の遅延日数に応じ、契約金額に対し年 2.5%の割合で計算した額とする。

(秘密の保全)

第 20 条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(無体財産権の帰属)

第 21 条 委託業務の成果に伴い、又は委託業務の遂行の過程において派生的に生じた著作権等の無体財産権は、甲に帰属する。

(帳簿の保管等)

第 22 条 乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止(廃止)の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び委託業務の調査)

第 23 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(協議事項)

第 24 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏名 沖縄県知事 玉城 康裕



乙 住所

氏名

